

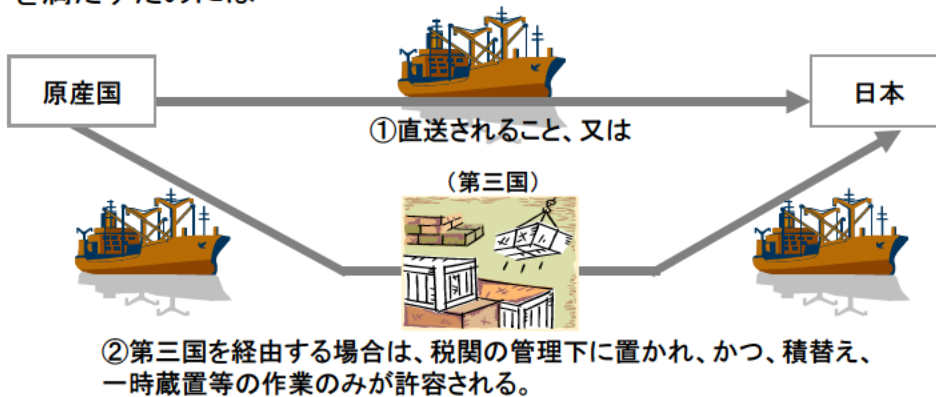
特惠税率の適用における「積送基準」について

- ✓ 「積送基準」とは、特惠税率の対象となる原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準のことをいいます。
- ✓ 第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類(運送要件証明書)の提出が必要となります(課税価格の総額が20万円以下の場合を除く)。

(1)「積送基準」とは

経済連携協定(EPA)又は一般特惠関税制度(GSP)を利用して特惠税率の適用を受けるためには、①第三国を経由することなく原産国から本邦に直送されるか、又は②第三国を経由する場合には、当該第三国において税関の管理下に置かれ、かつ、積替え、一時蔵置等の許容された作業のみが行われたことが条件となります。

積送基準を満たすためには・・・



～「運送上の理由」について～

第三国を経由する場合、GSPについては、原則として、「運送上の理由」が必要となります。「運送上の理由」とは、原産国が内陸国である場合や我が国への直接の輸送方法がない場合等で、第三国を経由して本邦へ運送せざるを得ない場合のことを指します。ただし、「運送上の理由」によらず、第三国で一時蔵置や展示会への出品等を行った場合であっても、原産国から当該貨物を輸出した者により、当該第三国から本邦に輸出される場合は、積送基準を満たすこととなります。

一方、EPAについては、「運送上の理由」がない場合(例えば、運送上の理由なく、商機や管理コスト等を踏まえ第三国に一時的にストックしている場合)であっても積送基準を満たすこととなります。

(2)運送要件証明書の提出

第三国を経由して日本に輸入する場合で、特惠税率の適用を受けようとする場合には、課税価格の総額が20万円以下の場合を除き、輸入申告に際して、積送基準を満たすことを示す書類(①通し船荷証券、②経由国の税関等が発給した証明書、又は③その他税関長が適当と認める書類)の提出が必要となります。

(参考)「積送基準」に関するQ&A

Q.1 「運送上の理由」は特段ないが、貨物は管理コストの安い第三国にて一時蔵置し、商機を見て日本へ輸入することとしている。原産国から一時蔵置する第三国へ発送する時点では、日本に輸出することが決まっていなくても、EPA税率の適用は利用可能か。

A.1 EPAの積送基準においては、GSPと異なり「運送上の理由」による要件がないため、貨物を第三国でストックし商機を見て輸入しても、第三国で一時蔵置以外の作業が行われていない限り、積送基準を満たすこととなります。ただし、EPAの利用に当たっては、多くの協定で原産地証明書が必要になりますが、原産地証明書は、原則として原産国からの輸出時に取得していただく必要があるため、実際上は原産地証明書の取得が難しく、第三者証明制度の下での利用は困難と考えられます。

なお、日豪EPAで採用されている自己申告制度に基づく原産品申告書等の場合には、輸出後に作成することも可能です。

Q.2 運送要件証明書について、経由国の当局が非加工証明書を発給しておらず、また、運送の契約上、通しB/Lも発行されない。第三国において積替え以外の作業は行われていないことは確認できるが、EPAの積送基準を満たすための「税関長が適当と認める書類」として、具体的にはどのような書類を提出すればよいのか。

A.2 運送要件証明書は、原産国の産品が、第三国の税関管理の下、特段新たな加工がされることなく、我が国に輸入されていること(GSPの場合には更に運送上の理由があること)を税関が確認するために求めています。従って、「税関長が適当と認める書類」とは、例えば、積替地等について原産地証明書へ記載すること、原産国から我が国への貨物の流れや同一性を確認するための原産国から第三国、第三国から我が国への運送関係関連書類(船荷証券等)、第三国で新たな加工がなされていないことを証明するための倉庫の管理責任者等による非加工の証明書類、税関管理下の保税地域への搬出入記録等の提出が考えられます。また、提出書類は個別事案に応じて異なりますので、該当事例があった場合には、各税関の原産地調査官部門にご相談ください。事前教示制度の利用も可能です。

Q.3 「積送基準」の具体的な手続等について知りたい場合はどうしたらよいか。

A.3 下記の各税関の原産地調査官までお問い合わせください。

積送基準を含む原産地規則に関するお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル: (<http://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)